国民年金だより

年金受給者の方が死亡した場合の手続きについて

国年金を受ける権利は、本人が死亡するとなくなりますので、年金を受けている方が亡くなられたときは、「死亡届」の提出が必要です。この届出が遅れますと、年金を多く受け取り過ぎて、後で返さなければならなくこともありますので、ご注意ください。

なお、亡くなられた方がまだ受け取っていない年金があるときは、生計を同じくしていた遺族の方からの請求によって、その年金が支払われます。

請求できる遺族の範囲・順位は、年金を受けていた方の死亡当時、その方と生計を同じくしていた、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄妹姉妹です。

死亡一時金について

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある被保険者が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けないまま死亡したとき、死亡者と生計を同一にしていた遺族に死亡一時金が支給されます。

ただし、その方の死亡により遺族基礎年金を受けられる遺族がいる場合には支給されません。請求できる遺族の範囲・順位は、死亡者の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄妹姉妹です。

死亡一時金の額は、保険料を納めた月数に応じて決まっています（12万円～36万円）。なお、付加保険料を納めた期間が36月以上ある場合は、さらに8,500円が加算されます。

●年金に関するお問い合わせ先
町民福祉課住民福祉グループ
☎47・2112

環境衛生だより

犬・猫の飼い主の皆さんへ

飼い犬の登録はお済ですか

「犬の所有者は、犬を取得した日（生後91日以降）から30日以内に、その犬を管轄する市町村長に犬の登録を申請しなければならない」と狂犬病予防法で定められていますので、新たに犬を取得された方については、役場で必ず登録申請をして下さい。（登録料として3,000円かかります）

登録申請をして頂きますと、その場で「犬鑑札」を交付します。「犬鑑札」は、飼い犬が迷子になった時に飼い主が判別できますので、首輪等に必ず着用しましょう。

そのほか、犬の所有者や所在地等に変更があった場合や死亡した場合にも届出が必要となりますので、役場で必ず手続きを行って下さい。

毎年、狂犬病予防注射を必ず受けましょう

狂犬病予防法により、犬の飼い主は毎年1回、犬に狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

狂犬病は、アジア、アメリカ、ヨーロッパ等の国々では、今でも発生しており、全世界では毎年数万人の人が死亡しています。隣の韓国やロシアでも発生しています。

飼い主の責任として、必ず予防注射を受けましょう。

犬や猫の放し飼いはやめましょう

犬・猫の放し飼いは、糞尿や鳴き声で地域住民の方々に迷惑をかけるほか、大事なペットが、伝染病や寄生虫にかかったり、交通事故にあう危険性があります。

また、犬を放し飼いにすることにより、人を咬むといった事故も発生する恐れがありますので、放し飼いは絶対にやめましょう。

過去の事例ですが放し飼いの犬が馬を追いかけてケガを負わせて損害賠償を支払ったケースもあります。

犬や猫の引取り

犬や猫を飼えなくなった時は、きちんと飼える人に譲るよう努め、それが出来ない場合は、静内保健所に引取りを相談してください。

犬の登録や予防注射を受けなかった場合、20万円以下の罰金が課せられることがありますので、必ず登録等は行って下さい。

判官館霊園及び新冠共同墓地の公募について

町で管理しております、判官館霊園と新冠共同墓地について、空き区画があります。1年以内にお墓を建立する方を対象に、随時受付をしていますので希望者は町民福祉課にお申込み下さい。

○判官館霊園（字高江）
2区画6㎡　使用料6万円

○新冠共同墓地（字西泊津）
13区画6㎡　使用料2万円

●お問い合わせ先
町民福祉課住民福祉グループ（環境衛生）
☎47・2112

みんなの広場

新冠小学校６年生です

ぼくとわたしの夢

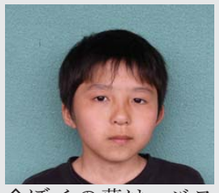

◇ぼくの夢は、バスケットボールの選手になることです。バスケットボールが好きなので、練習してうまくなりたいです。

大福　悠斗

◇私の将来の夢は、マンガ家です。小さいころから絵が好きなので、マンガ家のようにみんなを楽しませたいからです。

中川　美咲

◇ぼくの夢は、サッカー選手です。理由は、川島選手みたいなすごい選手になり、プロで活躍したいからです。

中野渡　翼

◇私の将来の夢は、ダンサーになることです。見ているみんなが笑顔になるようなダンサーになりたいです。

中谷　麗菜

◇ぼくの将来の夢は、動物関係の仕事につくことです。うちで犬を飼っているので、動物の仕事をしたいです。

成田　大将

◇私の将来の夢は、まだ決まっていませんが、保育関係の仕事がしたいです。理由は、小さい子供が好きだからです。

野上　天

学び・遊ぶ・つうがく合宿
日高判官館青年の家で開催

10月26日から4泊5日の日程で、つうがく合宿が行われ、新冠小、朝日小の児童4・5年生23名が参加しました。

つうがく合宿は青年の家に寝泊まりしながら、昼間は学校に通学し、下校後は青年の家で、学習や様々な体験事業を行なうもので、規則正しい生活習慣を体験し、地域の方や仲間とふれ合うことを目的に毎年行なわれています。

参加した子供たちが楽しみにしていた夕食作りでは、つうがく合宿実行委員の皆さんの協力の下、新冠ピーマンを使った野菜炒めなど3品を自分たちで作り、そのできばえに大満足していました。

まさしく、大いに学び、大いに遊ぶつうがく合宿となりました。